

様式1 (公告例 [共通事項])

除雪業務委託に係る入札公告 [共通事項]

1 除雪業務委託に係る入札 (随意契約を含む、以下同じ) に参加しようとする者に必要な資格に関する事項

- (1) 本入札に地方自治法施行令第167条の4の規定を準用し、これに該当しない者であること、又は財務規則 (昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。) 第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 入札公告日から入札日までの間において、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 (平成23年3月25日付け22管第285号) 又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 (平成23年3月18日付け22建政技第337号) に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 県税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (4) 除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できる者であること。
- (5) 長野県暴力団排除条例 (平成23年長野県条例第21号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 前年度において長野県が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務 (施工体制確認型契約方式含む) を受託した者にあつては、前年度の契約内において発注者から改善指示書による指示を受けていない者であること。

2 入札参加手続等

(1) 設計図書等の閲覧等

ア 除雪業務設計書は発注機関のホームページへ掲載し、本業務に係る仕様書等 (除雪業務特記仕様書、除雪業務実施要領)、入札心得及び契約書 (案) は、長野県公式ホームページに掲載します。

イ ホームページへの掲載期間、閲覧ができる場所は入札公告に示すとおりとします。

ウ 入札心得、契約書 (案) 及び設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に指定の場所に質問書 (様式3) を提出してください。

また、質問書に対する回答は発注機関のホームページに掲載しますが、質問者への直接の回答は行いません。

- (2) 本件入札に参加される方は、入札公告に示す期間内にあらかじめ受託資格要件審査書類 (以下「審査書類」という。) を提出してください。
- (3) 入札の日時及び場所は、入札通知書または見積通知書により通知します。

3 審査書類の提出

- (1) 次に掲げる審査書類をあらかじめ提出期限までに提出してください。

| 提出書類           | 法人 | 個人 | 提出内容  |
|----------------|----|----|---|
| 1 オペレーターに関する届け | ○  | ○  | 様式4 (電子メール等によりデータも提出すること)                         |
| 2 業務実績証明書      | ○  | ○  | 要領第4(2)ア、イに定められた業務実績を証明するための契約書                   |
| 3 誓約書          | ○  | ○  | 別紙3   |
| 4 登記簿謄本        | ○  |    | 商業登記簿謄本 (3ヶ月以内に発行されたもの)                           |
| 身分証明書          |    | ○  | 市町村長の発行する証明書 ( " )                                |
| 登記事項証明書        |    | ○  | 東京法務局の発行する証明書 ( " )<br>後見登記等に係る成年被後見人等でない旨の証明等※ 注 |

|   |                              |   |   |   |
|---|------------------------------|---|---|---|
| 5 | 印鑑証明書                        |   | ○ | 市町村長が発行する印鑑証明書  |
| 6 | 納税証明書<br>(県税・消費税及び<br>地方消費税) | ○ | ○ | 県税 本店所在地の都道府県が発行する法人(個人)の納税<br>証明書(県税に未納の無いことの証明)<br>県外業者で県内に営業所等がある場合は本県分の証<br>明書をあわせて提出<br>消費税及び地方消費税 本店所在地の税務署が発行する未納<br>税額のない証明書(その3) |
| 7 | 決算書                          | ○ | ○ | 直前決算時のもの(申請に最も近い時期の1年分)<br>法人 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書若しく<br>は株主資本等変動計算書<br>個人 貸借対照表及び損益計算書若しくは青色申告決算書等                                      |
| 8 | 住民票                          |   | ○ | 当該ブロックの市町村長が発行する住民票   |

- ・ 審査書類1は当該業務を行うオペレーター全ての者を記入し、電子メール等によりデータにて提出してください。(複数工区へ参加を希望する場合において、オペレーターの重複申請はできません。また、同一オペレーターの複数社への登録はできません。)
- ・ 令和 4・5・6 年度長野県建設工事入札参加資格者は、審査書類1, 2以外の審査書類の提出は不要です。
- ・ 個人にあつて、県税、消費税及び地方消費税の課税対象外の者は、審査書類の6、7は提出不要です。
- ・ 個人にあつて、当該ブロックにおいて過去2年以上道路法上の道路の除雪業務の実績を有することが審査書類2により確認できる者は、審査書類8は不要です。

※注 東京法務局の発行する後見登記等に係る登記事項証明書(郵送による申請可)

(1) 成年被後見人等(成年被後見人、被保佐人又は被補助人)でない場合  
後見登記等ファイルに、成年被後見人等とする記録がないことの証明書

(2) 被保佐人又は被補助人である場合  
後見登記等ファイルに記録された内容の証明書

申請書提出先  
〒102-8225 東京都千代田区九段南 1-1-15  
東京法務局民事行政部後見登録課 TEL 03-5213-1360

- (2) 審査書類の提出期限及び場所は、入札公告に示すとおりですので、持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は次の方法により提出してください。
- ア 入札心得の「別紙1」及び審査書類を封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に業務名を記載し、発注機関の総務課あてに郵送してください。
- イ 提出期限の日までの消印があるものは提出期限までに到達したものとみなします。
- ウ 提出期限を過ぎて到達した審査書類は、理由の如何にかかわらず受理はしません。
- (3) 入札に参加される方が、提出期限内に審査書類を提出しないとき又は資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に応じないときは、入札に参加できません。

#### 4 受託希望工区の申請

入札心得の「別紙2」に受託希望工区を記入のうえ、入札公告に示された提出期限までに提出場所へ持参又は郵送により申請してください。なお、郵送の場合は次の方法により提出してください。

ア 入札心得の「別紙2」を封筒に入れ封かんのうえ、封筒の表面に業務名を記載し、発注機関の総務課あてに郵送してください。

イ 提出期限の日までの消印があるものは提出期限までに到達したものとみなします。

## 5 入札参加資格の審査

公告終了後、審査の結果入札参加資格要件に不適合な者には「入札参加資格要件不適合通知書」（様式6）により通知します。

## 6 入札方法の決定

- (1) 受託資格要件の審査のうえ、一般競争入札を行い受託者を決定するものとします。
- (2) 入札について、郵送では受け付けません。
- (3) 入札への参加通知は、受託希望者への入札通知書により行います。

## 7 失格基準価格

除雪業務委託においては、予定価格（総価、消費税及び地方消費税を除く）に93/100を乗じて得た額（千円の位を四捨五入、万円止め）を失格基準価格とします。

## 8 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を遵守してください。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知してください。
- (3) 燃料油価格等に変動が生じ、契約内容が著しく不相当となったときは、契約内容を変更することができるものとします。
- (4) 落札者の決定後、本件入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が受託資格要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがあります。
- (5) 審査書類に虚偽の記載をした場合、落札者が契約を締結しない場合は、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領及び長野県建設工事等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行います。
- (6) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (7) 除雪業務に関するインセンティブの取り扱いに関しては長野県公式ホームページに掲載しますのでご確認ください。
- (8) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできません。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがあります。なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社。

オ 事業協同組合とその構成員。